

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」資料

東京都キャップ&トレード制度
第1回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」
令和7年7月4日（金曜日）13：30～15：30

目 次

- 1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要**
- 2. 本検討会の目的・検討内容について**
- 3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について**
- 4. 今後のスケジュール**

目 次

- 1． 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要**
- 2． 本検討会の目的・検討内容について
- 3． 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について
- 4． 今後のスケジュール

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要

(1) 都のC&T制度の概要

- 東京都内のCO2排出量の約 7 割が建物関連からの排出
- 大規模既存事業所の排出量削減の施策として、2010年度からC&T制度を開始

大規模

延床面積
2,000㎡以上
2,000㎡未満

中小規模

新築建物

建築物環境計画書制度

- 太陽光発電等再エネ設備、ZEV充電設備の整備義務
- 断熱・省エネ性能の基準の強化 等

強化

建築物環境報告書制度

- 太陽光発電等再エネ設備、ZEV充電設備の整備義務
- 断熱・省エネ性能設備の整備義務 等

新設

既存建物

キャップ&トレード制度

- 再エネ利用拡大を促す仕組みの充実
- 積極的な取組を後押しするインセンティブ策 等

強化

地球温暖化対策報告書制度

- 2030年目標の設定と達成状況の報告義務
- 積極的な取組を後押しする仕組みの拡充 等

強化

大規模

原油換算
1,500kL以上
1,500kL未満

中小規模

エリア（都市開発・エネマネ）

地域における脱炭素化に関する計画制度

- ゼロエミ地区形成に向け、都がガイドラインを策定、開発事業者が脱炭素化方針を策定・公表 等

強化

再エネ供給

エネルギー環境計画書制度

- 都が再エネ電力割合の2030年度目標水準を設定、供給事業者が目標設定や実績等を報告・公表 等

強化

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要

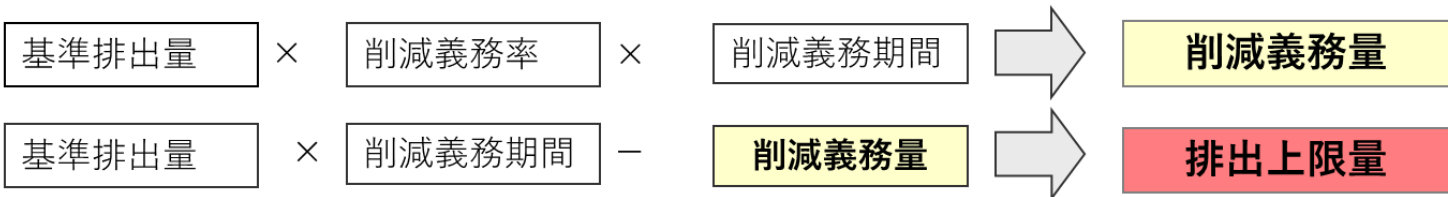
(1) 都のC&T制度の概要 (続き)

制度対象	年間のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL以上の事業所（オフィスビル、商業施設、官公庁、宿泊、病院、工場等の約1,200事業所）
報告・規制対象	- 二酸化炭素（エネルギー起源二酸化炭素及び非エネルギー起源二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素及びいわゆる代替フロン等 4 ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素） ※規制対象は、直接排出・間接排出の二酸化炭素（Scope1・2）
削減計画期間・削減義務率	- 第一計画期間（2010年度～2014年度）基準排出量比 8%又は6% - 第二計画期間（2015年度～2019年度）基準排出量比 17%又は15% - 第三計画期間（2020年度～2024年度）基準排出量比 27%又は25% - 第四計画期間（2025年度～2029年度）基準排出量比 50%又は48%
基準排出量	原則2002年度から2007年度までの連続 3 か年度平均
義務履行手段	自らの削減（省エネの実施、再エネの導入、低炭素な電気・熱の利用） 排出量取引、前計画期間からのバンキング
不遵守時の措置	削減義務未達成の場合「義務不足量×1.3倍」の削減命令（命令違反の場合罰金、違反事実の公表等）

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要

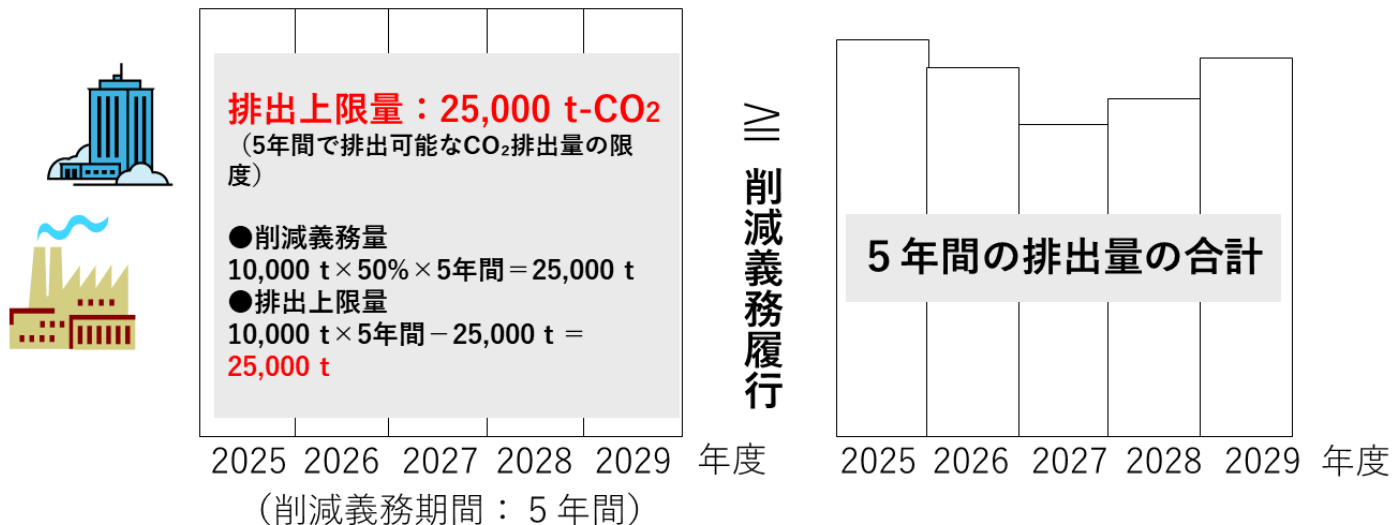
(1) 都のC&T制度の概要 (続き)

- 個々の事業所の1年間当たりの削減義務量は、①**基準排出量**に、②削減義務率をかけて決定
- 5年間の**年度排出量**の合計が排出可能上限量(**基準排出量**×義務期間－削減義務量)を超えなければ削減義務を達成



削減義務期間の排出量を、上記で定まる排出上限量以下にすることが必要

- ・「基準排出量」：10,000t
- ・第4計画期間の削減義務率：▲50%削減の場合



1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要

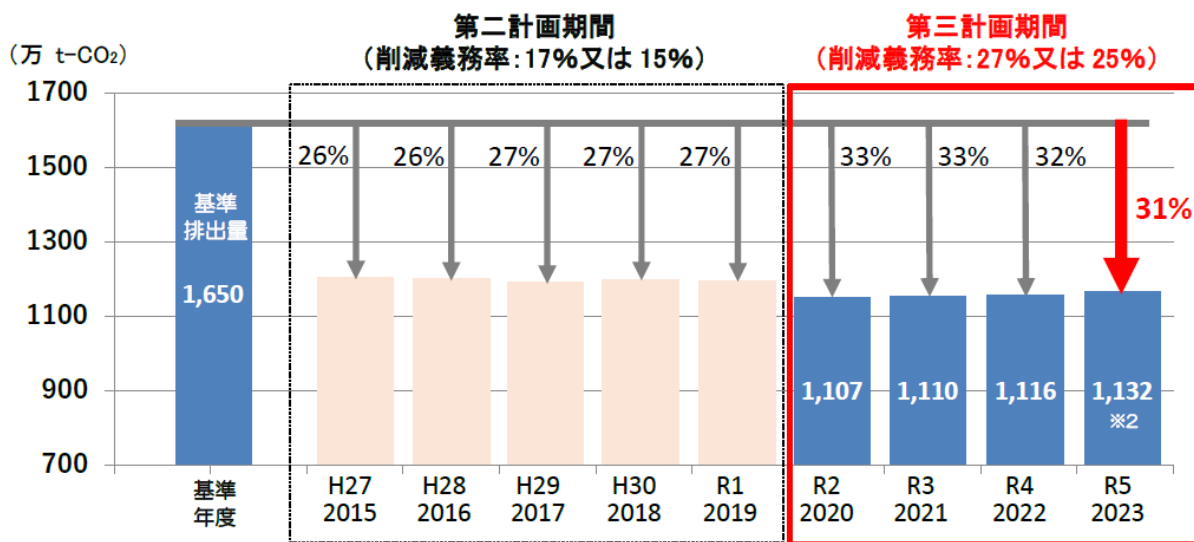
(2) 都のC&T制度の実績

- 省エネ対策や低炭素電力の利用等によって、2023年度までに基準排出量※比31%削減を達成
- 第一、第二計画期間ともに9割前後の事業所が自らの削減対策等で達成し、第三計画期間は8割程度が達成予定

※原則2002年度から2007年度までの連続3か年度平均

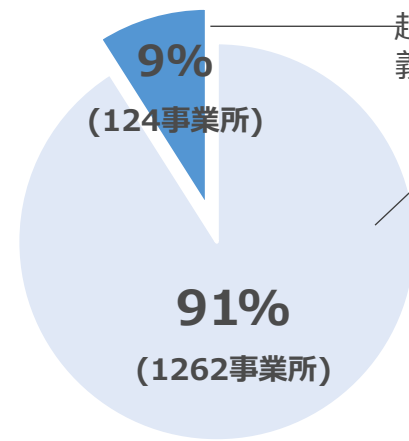
▶ 制度対象事業所のCO2排出量の推移

- 第一計画期間で**1,400万t**、第二計画期間で**2,200万t**の削減
- 第三計画期間4年度目の2023年度は、前年度からの経済活動の回復による利用者数の増加や夏季の猛暑等の影響がある中、省エネ対策の進展及び低炭素電力・熱の利用により、**31%削減**



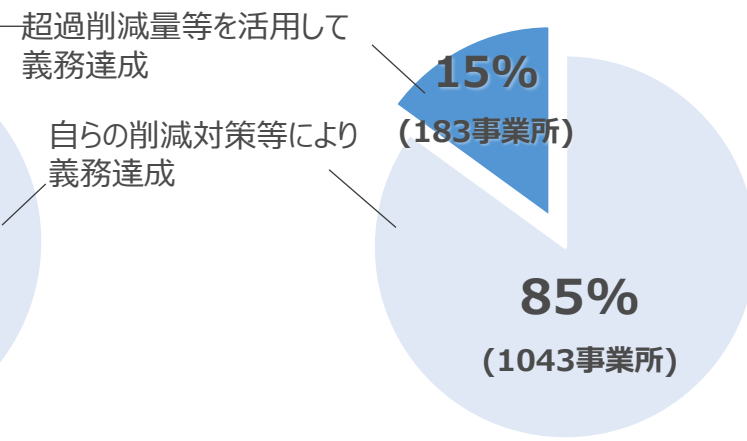
第一計画期間 (削減義務率：8%/6%)

- **91%**の事業所が、自らの削減対策等により削減義務を達成
- **9%**は超過削減量等を活用して義務を履行



第二計画期間 (削減義務率：17%/15%)

- **85%**の事業所が、自らの削減対策等により削減義務を達成
- **15%**は超過削減量等を活用して義務を履行



1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要

(4) 国のGX-ETS制度の開始と今後のスケジュール

- 2023年度からGXリーグ取組開始（第1フェーズ（2023～2025年度））
- 2026年度からの本格稼働（第2フェーズ）から、大企業の参加義務化や規律強化

(1) 第1フェーズ（2023～2025年度）【試行】

- 2023年度よりGXリーグの取組が開始
- 日本の温室効果ガス排出量の5割超を占める企業群（700社超、2024年3月末時点）が参加
- 2050年カーボンニュートラルと整合的な目標（2030年度及び中間目標（2025年度）時点での目標排出量）を開示
- 目標達成に向け、排出量取引を行わない場合は、その旨公表

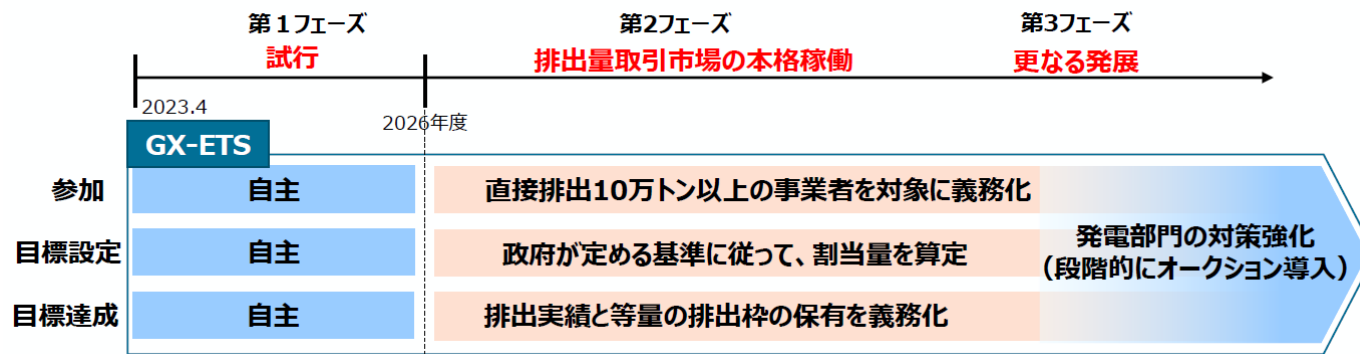
(2) 第2フェーズ（2026年度～）【本格稼働】

- 参加率向上に向けた方策（大企業の参加義務化）、排出量報告における第三者認証の導入及び規律強化（指導監督、遵守義務等）

(3) 第3フェーズ（2033年度～）【更なる発展】

- 排出量の多い発電事業者を対象として、オークションを通じた排出枠の割当を段階的に導入予定

＜GX-ETSの段階的発展のイメージ＞



参照：第1回排出量取引制度小委員会
資料「排出量取引制度の詳細設計に向けた検討方針」（令和7年7月2日）

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要

(5) 国のGX-ETS制度の概要（第2フェーズの制度概要）

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の法人が対象
- 毎年度の排出量報告と検証実施、検証を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠の保有を義務化

① 制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

② 移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

③ 排出枠の保有義務

- ① 排出枠の割当ての申請
 - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
 - 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。
- ② 排出量の算定・報告
 - 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。
- ③ 排出枠の保有
 - 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- ④ 不履行時の扱い
 - 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要

(5) 国のGX-ETS制度の概要（第2フェーズの制度概要） 続き

- CO2の直接排出量（Scope1）に対して削減を義務付け
- CO2の直接排出量（Scope1）について、**国と都のC&Tの両制度において削減義務が重複する事業者が発生**

- 制度対象事業者は、毎年度、自らのCO2の直接排出量を算定し、これと等量の排出枠の償却を行うことが義務づけられる。
- 排出量の算定ルールの詳細については、省エネ法や温対法SHK制度等の関連制度における考え方を基礎として定める。
- なお、制度対象事業者の事務負担軽減の観点から、省エネ法・温対法SHK制度のエネルギー使用量や排出量等の定期報告に係るシステムとの連携を実施する。

$$\begin{array}{l}
 \text{排出量実績} \\
 \text{(償却義務量)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 \text{エネルギー起源CO2} \\
 \hline
 \text{燃料の利用に係るCO2排出}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 \text{非エネルギー起源CO2} \\
 \hline
 \text{工業プロセスにおける化学} \\
 \text{反応等に由来するCO2 排出}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 \text{クレジット無効化量} \\
 \hline
 \text{J-クレジット・JCMクレジット} \\
 \text{の無効化量}
 \end{array}$$

参照：GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ（第5回）
資料2「GX実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理（案）」（令和6年12月19日）

目 次

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要
- 2. 本検討会の目的・検討内容について**
3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について
4. 今後のスケジュール

2. 本検討会の目的・検討内容について

(1) 本検討会の目的

- 国のGX-ETS制度は、2026年度からCO2の直接排出量（Scope1）の削減を義務化
- 改正GX推進法では、**条例に基づく国制度対象事業者に対する排出量削減の取組について限定列挙**

このため、**都のC&T制度において、国制度対象事業者のScope1排出量を削減義務対象外とする方法を検討**する。

改正GX推進法における「条例との関係」に関する規定

第76条 この法律の規定は、地方公共団体が脱炭素成長型投資事業者(※)に対し、**次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。**

- 一 事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の**実績の報告**に関する事項
- 二 事業活動に伴う**他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出**に関する事項

※脱炭素成長型投資事業者…国の排出量取引制度の対象事業者

- 条例に基づく、国制度対象事業者のCO2排出に関する目標や計画の策定・報告は可能
- 条例に基づく、国制度対象事業者の**CO2の直接排出量（Scope1）への規制は法律に抵触する可能性が高い**

2. 本検討会の目的・検討内容について

(2) 両制度の対象となる事業者

- 国制度対象事業者が含まれる可能性の高い事業所は約100事業所（約30事業者）
- 上記の事業所のうち、国制度対象事業者のScope1排出量が一部含まれる事業所（事務所・商業施設等）が多い

【国制度対象事業者が含まれる可能性の高い事業所の主な事例】

都の対象事業所

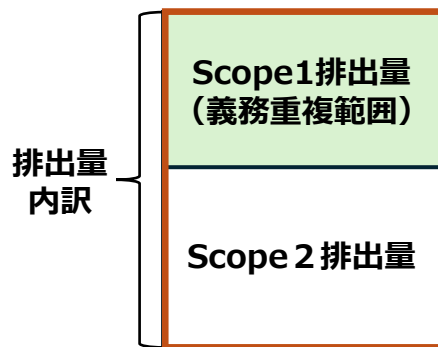
約1,200

約100

国制度対象
事業者が含ま
れる事業所

C&T制度対象事業所の**全体**を
国制度対象事業者が所有・使用
している場合

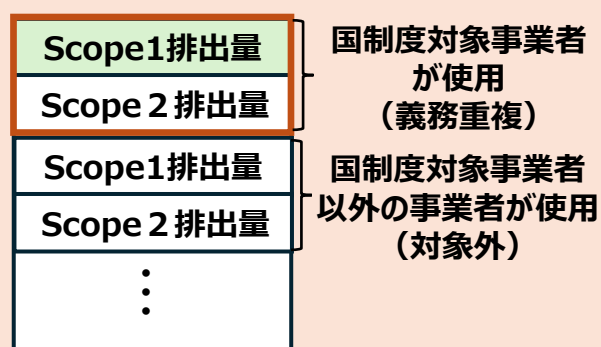
【C&T制度対象事業所】



事業所全体のScope1排出量へ
の削減義務が重複

C&T制度対象事業所の**一部分**を
国制度対象事業者が使用
している場合

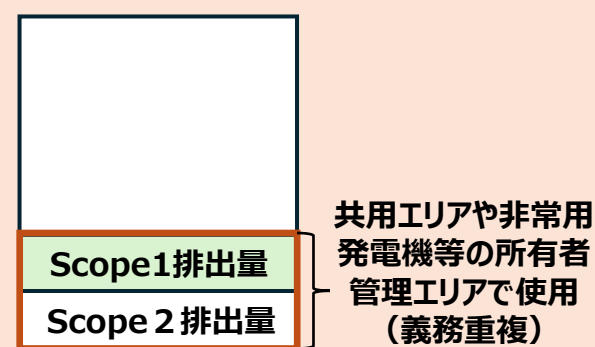
【C&T制度対象事業所】



テナント使用のScope1排出量
の一部への削減義務が重複

C&T制度対象事業所を
国制度対象事業者が所有
している場合（使用なし）

【C&T制度対象事業所】



テナント専有部を除くScope1排出量
への削減義務が重複

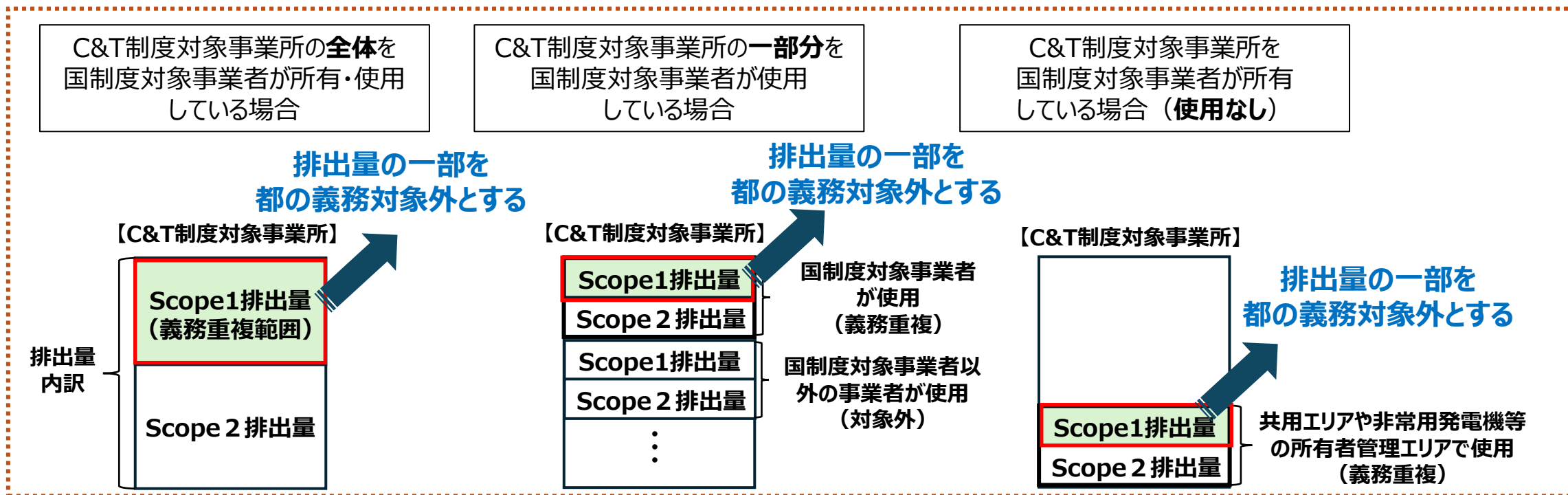
このケースに該当する事業所（事務所・商業施設等）が多い

2. 本検討会の目的・検討内容について

論点 1

(3) 国制度対象事業者のScope1排出量を削減義務対象外とする方法（調整案①）

- 国制度対象事業者のScope1排出量を、都のC&T制度の削減義務対象外としてはどうか
- 上記以外の直接排出量（Scope1）と間接排出量（Scope2）は、引き続き都C&T制度の削減義務対象とする
- 事業所における排出量削減の取組評価や都内の総量削減の状況を把握するため、都の削減義務対象外となる排出量を含め、引き続き、事業所全体の排出量報告（地球温暖化対策計画書の提出）を求める



※義務対象外とする排出量（国制度対象事業者のScope1排出量）については、検証を不要とすることができる。

2. 本検討会の目的・検討内容について

(4) 国と都の両制度の対象となる事業者へのヒアリング

- 改正GX推進法を踏まえ、両制度の対象となる見込みの事業者へ都制度における調整(案)について意見募集・ヒアリングを実施
- **調整（案）には概ね同意いただいたが、検証の負担軽減や超過削減量等のクレジットの取り扱い等について要望を受領**

意見募集・ヒアリング実施結果

意見書提出事業者：20者（内ヒアリング実施事業者：13者）

主な意見	都の考え方
【国制度対象者の直接排出量を義務対象外とする調整（案）に関して】 ● 多くの事業者は調整（案）で問題ないと意見（一部の事業者から、排出量の大半を占めるScope 1 の削減を優先しており、排出割合の少ないScope 2のみに義務率が掛かると、削減余地が少なく義務達成が厳しくなるとの意見あり）	● 調整案①を基本とし、都制度に残るScope 2の排出量が少ない事業所への対応を引き続き検討 ● 事業所が所有している超過削減量等のクレジットは引き続き有効とする。 ● 第4計画期間から実排出係数を用いた算定方法としている。 ● 国が義務を課している排出量には二重の罰則を課さないことを基本とする。 ● 引き続き建物単位での排出量報告を求め、事業所の排出量削減に向けた推進体制の構築を求めていく。
【排出量の算定方法に関して】 ● 保有している超過削減量によるクレジットを引き続き有効としてほしい。 ● 国と都で排出量算定、口座管理等が発生するため、事務負担が増加するので、算定方法等の統一が望ましい。 ● 義務未達の際の罰則等が重複しないようにしてほしい。	
【検証に関して】 ● 両制度の検証対応で、検証費用や事務負担が増加しないようにしてほしい。 ● 両制度への報告にあたり、1度の検証対応となるよう制度設計してほしい。	
【事業所の排出量削減に向けた推進体制や取組への影響に関して】 ● 多くの事業者は会社全体として目標を掲げ、取組を進めて行くため影響はないとの意見（一部の事業者から国と都での対象排出量の違い、対象範囲の違いにより影響が出るとの意見あり）	

目 次

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要
2. 本検討会の目的・検討内容について
- 3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について**
4. 今後のスケジュール

3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について

論点 2

(1) 国制度対象事業者のScope1排出量を除外する考え方

- 都のC&T制度の削減義務達成の確認に使用する「基準排出量」と「年度排出量」それぞれから国制度対象事業者のScope 1 排出量を除外することで、両制度の削減義務の重複を解消してはどうか

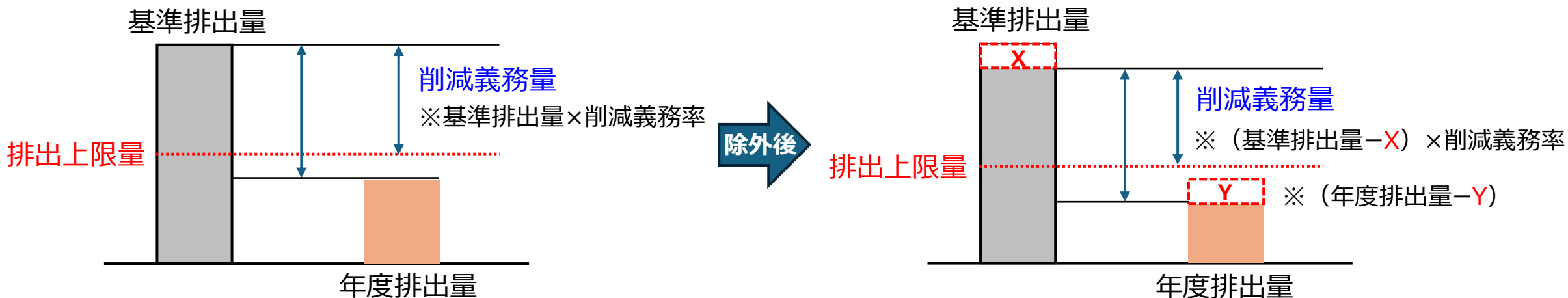
【国制度対象事業者のScope1排出量除外の考え方】

$((\text{基準排出量} - X) - (\text{年度排出量} - Y)) - \text{削減義務量} \geq 0$ の場合、削減義務を達成できる

※削減義務量：(基準排出量 - X) × 削減義務率

※X：基準排出量に含まれる国制度対象事業者のScope1排出量

※Y：年度排出量に含まれる国制度対象事業者のScope1排出量



3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について

(2) 基準排出量から国制度対象事業者のScope 1 排出量を除外する考え方

- 基準年度から使用実態が変わらず、実績排出量で基準排出量を算定しており、算定時に遡って国制度対象事業者のScope1排出量を把握できる場合、当該排出量を除外
- 排出標準原単位で基準排出量を算定している場合、排出標準原単位で基準変更を実施している場合等は、Scope1排出量を把握できないことが課題

【現在の基準排出量の算定方法（参考）】

以下のいずれかの方法を用いて基準排出量を算定

①過去の実績排出量

削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までのうち連続する3か年度の年間排出量の平均値

※ 制度開始時からの対象事業所は2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量の平均値

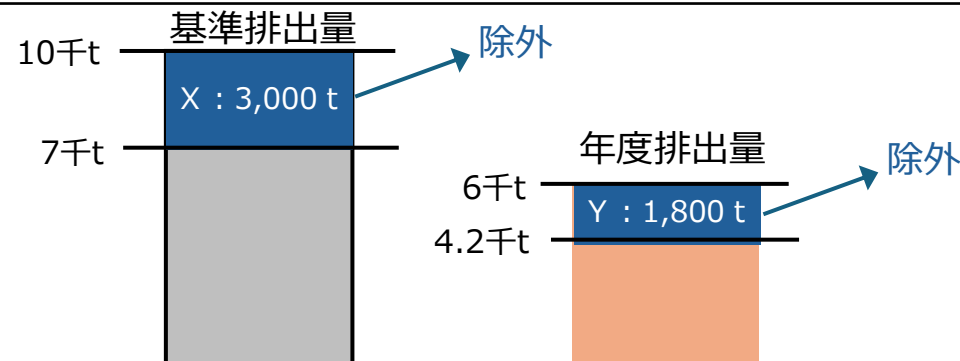
②排出標準原単位

都が設定した用途毎の「排出標準原単位」を用いて基準排出量を設定（排出活動指標（床面積の大きさ）×排出標準原単位）

⇒排出標準原単位はScope1、Scope2に分かれて設定されていない。

○国制度対象事業者のScope1を除外する例(算定時に遡って除外できる場合)

- ・基準排出量（除外前）：10,000 t
- ・基準年度の国制度対象事業者のScope1排出量（X）：3,000 t
- ・年度排出量（除外前）：6,000 t
- ・年度排出量算定時の国制度対象事業者のScope1排出量（Y）：1,800 t
- ・基準排出量（除外後）：10,000t-3,000t=7,000t
- ・年度排出量（除外後）：6,000t-1,800t=4,200t



3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について

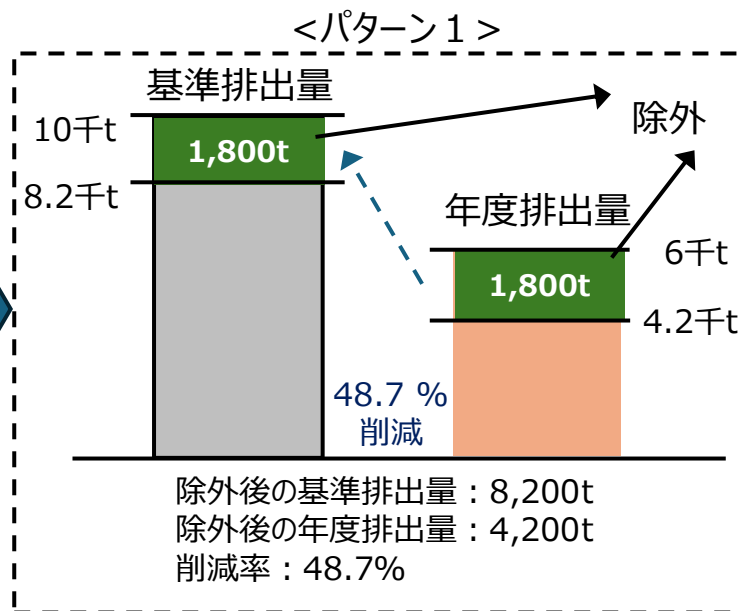
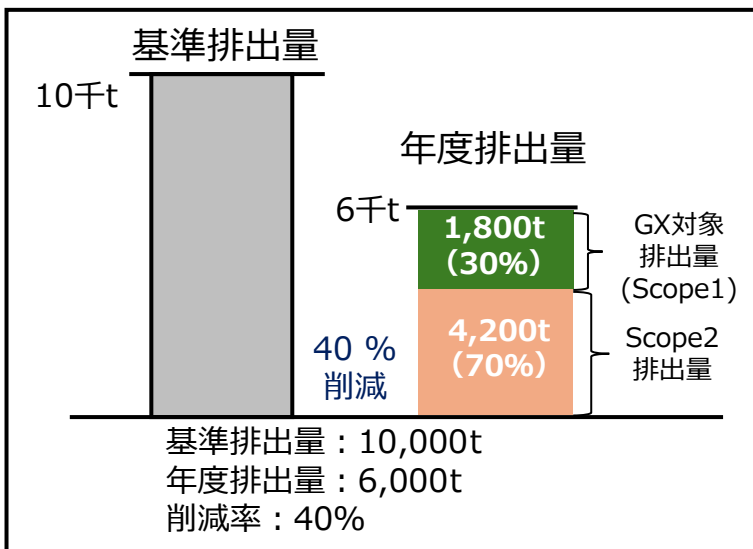
論点3 (3) 基準排出量から国制度対象事業者のScope 1 排出量を除外する考え方 (続き)

基準排出量算定時に排出標準原単位を使用している等、国制度対象事業者のScope1排出量（GX対象排出量）が分からない場合の国制度対象事業者のScope 1 排出量に相当する量を除外する方法として、下表の**パターン2**を採用してはどうか

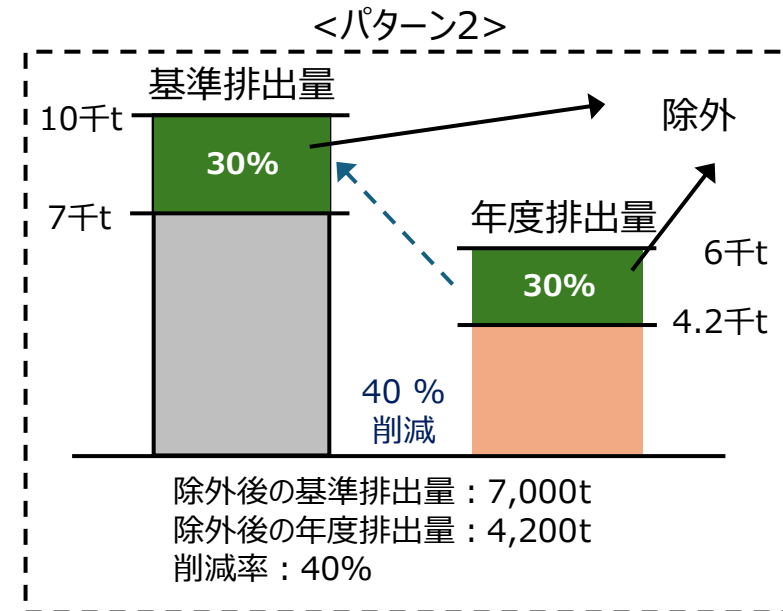
パターン1	基準排出量から各年度の国制度対象事業者のScope1排出量を差し引く
パターン2	基準排出量から各年度の国制度対象事業者のScope1排出量の割合分を差し引く

<事例>

基準排出量のGX対象排出量が把握できない事業所



除外後に削減率が大きくなる(変化する)



除外前後で削減率が変わらない
除外時点の建物としての削減の取組を適切に評価している

目 次

1. 都のC&T制度と国のGX-ETS制度の概要
2. 本検討会の目的・検討内容について
3. 義務対象外の方法及び排出量の把握方法について
4. 今後のスケジュール

4. 今後のスケジュール

- 今後のスケジュールは下表のとおり

年度	月	主な検討内容等
2025年	4～5月	・国制度の対象となる事業所へのヒアリング
	7月4日	・第1回検討会（国制度と都制度の概要、制度調整案・負担軽減策等の方向性等の提示）
	9月頃	・第2回検討会（制度調整案・負担軽減策等の取りまとめ）
	年内	・条例改正
2026年	2月頃	・事業者説明会
	4月	・改正条例・規則施行